⑵　機会費用の計上方法

①　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付き国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しています。

②　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しています。

７．キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定　24,843,077円

資金期末残高　24,843,077円

８．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当法人は、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行っています。

この年金積立金の運用は、厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととしています。

②　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

当法人が保有する金融商品の内容及びリスクに対する管理体制は、関係法令、業務方法書及び年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等に基づいています。

当法人が運用目的で保有する資産は、長期的な観点から資産構成割合を定めることにより、国内外の債券、株式等で構成しています。これらの資産は、当法人の特定運用信託契約に基づいて運用しており、貸借対照表において「金銭等の信託」として表示し、売買目的有価証券に分類しています。

また、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含していますが、関係法令等に基づき適切なリスク管理を実施し、これらのリスク管理における実施状況等については、法人の重要な方針を決定するとともに執行部の業務執行を監督する役割を担う経営委員会に報告しています。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を用いることとしています。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

令和８年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
金銭等の信託 売買目的有価証券	293,643,653,308,004	293,643,653,308,004	—
資　産　計	293,643,653,308,004	293,643,653,308,004	—
運用寄託金	121,289,349,784,735	121,289,349,784,735	—
負　債　計	121,289,349,784,735	121,289,349,784,735	—

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しています。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭等の信託 売買目的有価証券	—	288,436,910,965,909	5,206,742,342,095	293,643,653,308,004
資産計	—	288,436,910,965,909	5,206,742,342,095	293,643,653,308,004

②　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
運用寄託金	—	121,289,349,784,735	—	121,289,349,784,735
負債計	—	121,289,349,784,735	—	121,289,349,784,735

（注１）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭等の信託

金銭等の信託の信託財産の構成物である有価証券については、資産管理機関から提示された価格によっています。

なお、当法人の特定運用信託契約に基づき信託契約単位ごとに資産管理機関より提示された価格は、レベル２又はレベル３の時価に分類しています。

運用寄託金

運用寄託金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としており、レベル２の時価に分類しています。

（注２）　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

①　重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当法人自身が観察できないインプットを推計していないため、記載していません。